

町政をただす

問 町長の将来展望は？

答 来年度には脱炭素先行地域に指定のため 3市町地球温暖化対策実行計画を策定したい



質問者の動画が視聴できます。

ふじた 藤田 かずのり 一則 議員



改正地球温暖化対策推進法について

問 藤田議員

改正地球温暖化対策推進法で、新設された「地域脱炭素化促進事業」制度を活用することで、地域との円滑な合意形成を図りながら適正に環境保全に配慮しつつ、再エネ事業の導入拡大が図れ、地域の経済的・社会的課題の解決にも貢献し、地域を豊かにし得ると思うが、町長の考えは。

答 町長

地球温暖化対策推進法の改正の背景と仕組みの意義は、ゼロカーボンシティを含めた地方自治体における地域の脱炭素化のためには、地域資源である再エネ活用が必要となり、その際、地域経済の活性化や、災害に強い地域づくりなど、地域に有益であることが重要となる。

地域脱炭素化促進事業は、「地域の再エネを活用した脱

炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設」であり、地球温暖化対策実行計画の策定には欠かせないものと考えている。

さて、町の地球温暖化対策の取り組みとしては、議会9月定例会でも答弁したが、つがる市、鱈ヶ沢町、深浦町3市町で、令和3年度から4年度の2か年事業として「西つがる3市町再エネ導入計画」を策定中です。

計画の内容は、地域特性・課題等の把握、温室効果ガス排出量の現状及び将来推計の整理、再生可能エネルギーの

導入状況・導入可能量の整理、再エネ導入戦略等となっている。

本計画策定後に実質的な取り組みを行うため、国の支援策である「地域脱炭素移行・再エネ推進基金」を受けるためには、まず「脱炭素先行地域」に指定される必要がある。今年度末までに策定される再エネ導入計画を踏まえ、来年度には脱炭素先行地域に指定されるために必要な「西つがる3市町地球温暖化対策実行計画」を策定することにした。

